

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）	
1 やさしさにあふれるまちづくり	1 子育てにやさしい環境づくり	(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等		(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等			
		・幼児期の学校教育・保育の一体的提供	少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。	・幼児期の学校教育・保育の一体的提供	・教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携	【幕別町子ども計画】	こども課保育係・教育委員会 学校教育課学校教育係
		・幼児期の学校教育・保育の充実	核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。	・幼児期の学校教育・保育の充実	・認定こども園の設置による教育・保育の一体的提供 ・安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備	【幕別町子ども計画】	こども課保育係・教育委員会 学校教育課学校教育係
					・利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上 ・幼稚園や保育所等における施設整備や保育サービスの充実	【幕別町子ども計画】	
		(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進		(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進			
		・地域子ども・子育て支援事業の推進	家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。	・地域子ども・子育て支援事業の推進	・家庭で子育てをする保護者が疾病、疲労等で児童の養育が困難になった場合に一時的に預ける「ショートステイ」、就労、疾病・入院等による負担軽減のための「一時預かり」の実施	【幕別町子ども計画】	こども課こども支援係、保育係
					・「地域子育て支援拠点」における子どもの健やかな育ちを支援するための子育て相談、援助活動		
					・保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の実施		
		・子育て支援のネットワークづくり	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。	・子育て支援のネットワークづくり	・「地域子育て支援拠点」による交流の場の提供、情報発信による子育て支援サービス等のネットワークの形成・促進	【幕別町子ども計画】	こども課こども支援係
					・地域社会が子育てで家庭を支えることができるような意識啓発の実施		
・児童の健全育成	地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや学習など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。	・児童の健全育成	・様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくり ・異世代間のふれあいによる交流事業の推進	【幕別町子ども計画】	こども課保育係		
			・自然体験やボランティア活動など多様な経験を通じた豊かな人間性の育成 ・民生委員・児童委員による学校訪問や相談を通じた子どもたちの健全育成と、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・予防	【第7次幕別町生涯学習中期計画】	教育委員会生涯学習課社会教育係 福祉課社会福祉係		

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）	
		(3) 特に支援を必要とする子どもへの取り組みへの推進 ・児童虐待防止対策の充実	児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防の重要性や早期発見、早期対応が求められています。このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。	(3) 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進 ・児童虐待防止対策の充実 ・ヤングケアラーへの支援に向けた連携強化	・子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長の保障 ・支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力する総合的支援 ・ヤングケアラーに関する普及啓発と、教育、福祉、介護等の関係機関との連携強化による早期発見や適切な支援	【幕別町子ども計画】	こども課こども支援係
		・ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。このため、ひとり親家庭が安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。	・ひとり親家庭の自立支援の推進	・相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供	【幕別町子ども計画】	こども課こども支援係
		・障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。	・障がい児支援の充実	・乳幼児期の健診を通じた異常の早期発見、早期治療、早期療育の促進と、各種相談指導を通じた、母子の健康確保及び適切な育児支援 ・専門職による相談、療育の提供など発達支援センターの機能充実 ・家庭でのアドバイスやペアレントトレーニングなど保護者支援の推進	【幕別町子ども計画】 【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課障がい福祉係、こども課発達支援センター・保健課おやこ保健係
		(4) 子どもの貧困対策の ・相談・生活支援の充実	子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となることから、関係する機関が共通認識のもと、子どもの支援の視点で各種支援につながるよう相談や生活支援の充実を努めます。	(4) 子どもの貧困対策の ・相談・生活支援の充実	・関係機関による相談対応や生活支援の充実	【幕別町子ども計画】	こども課こども支援係
		(1) 福祉意識の醸成		(1) 福祉意識の醸成			
	2 地域福祉活動を担う人材の育成	・福祉教育の推進	地域福祉を推進していくためには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していくことが必要です。このため、学校や福祉関係者との連携のもと、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。	・福祉教育の推進	・学校や福祉関係者との連携による青少年の福祉教育の推進 ・多様な人たちの地域活動への参加促進	【地域福祉実践計画】	社会福祉協議会
		・地域福祉に関する理解を深める取組の推進	地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。	・地域福祉に関する理解を深める取組の推進	・住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うための出前講座や啓発活動の充実 ・高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりの推進 ・地域福祉を担う人材の確保や住民主体で行われる地域活動への支援	【地域福祉実践計画】	社会福祉協議会
		(2) 地域福祉活動を担う人材の育成 ・地域福祉活動を担う人材の育成	地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられており、地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識や気運を高めるとともに、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。	(2) 地域福祉活動を担う人材の育成 ・地域福祉活動を担う人材の育成	・住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うための出前講座や啓発活動の充実 ・関係機関との連携による、地域福祉活動の核となる役割を担う人材の育成	【地域福祉実践計画】	福祉課社会福祉係、社会福祉協議会
		・ボランティアの養成	地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターと連携を図りながら、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。	・ボランティアの養成	・ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実 ・「生活支援体制整備事業」による地域における支え合いの仕組みづくりや人材育成への支援	【地域福祉実践計画】 【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	福祉課社会福祉係、保健課高齢者支援係、社会福祉協議会

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）	
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進		(1) 地域福祉活動の推進			
		・地域で支える仕組みの充実	民生委員・児童委員や行政区などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における事業者や団体に協力を得て実施している「高齢者見守りネットワーク事業」を推進します。さらに、地域資源の開発とネットワーク化、ニーズと地域資源のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域住民が主体的に行っている見守りや支え合いの活動が地域に広がっていくよう活動を支援することで、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。	・地域で支える仕組みの充実	・民生委員・児童委員や町内会などの連携による、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守るネットワーク作りと相談機能の充実 ・障がいのある人の生活を社会や地域で支える気運を高めるための意識啓発の実施	【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課社会福祉係、障がい福祉係・保健課高齢者支援係
		・地域サロン等交流機会の促進	身近な場所で高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サロンを促進し、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見に努めます。また、地域活動支援センターなどでの文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。	・地域サロン等交流機会の促進	・助け合いのまちづくりへの理解の推進	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	福祉課社会福祉係、障がい福祉係・保健課高齢者支援係・教育委員会生涯学習課社会教育係、社会福祉協議会
					・高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サロンの促進 ・高齢者や障がいのある人の社会参加の促進	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	福祉課社会福祉係、障がい福祉係・教育委員会生涯学習課社会教育係、社会福祉協議会
		(2) 協働のまちづくりの		(2) 協働のまちづくりの			
	・協働のまちづくり支援事業	地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業の経費の一部を支援します。住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解されるよう今後も情報の提供に努め、「協働のまちづくり検討委員会」において住民要望に即した事業の追加や見直しを図っていきます。	・協働のまちづくり支援事業	・地域住民自らが行政との協働によるまちづくりに参加する各種事業の支援 ・住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりに関する情報の提供 ・「協働のまちづくり検討委員会」における住民要望に即した事業の追加や見直し		住民課住民活動支援係	
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携		(1) 社会福祉協議会との連携			
		・社会福祉協議会活動支援	社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会の活動を支援します。	・社会福祉協議会活動支援	・町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会への活動支援の実施		福祉課社会福祉係
		(2) 地域福祉を支える団体の活動支援		(2) 地域福祉を支える団体の活動支援			
		・ボランティア団体等の活動支援	制度の谷間において福祉サービスを利用できない人のニーズや日常生活でのちょっとした困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要になることから、ボランティア団体等の活動を支援します。また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。	・ボランティア団体等の活動支援	・住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等への活動支援の実施 ・地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりの推進	【地域福祉実践計画】	社会福祉協議会 福祉課社会福祉係
・民生委員・児童委員協議会の活動支援		社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。	・民生委員児童委員協議会の活動支援	・民生委員・児童委員の円滑な職務の遂行に向けた活動支援の実施		福祉課社会福祉係	

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画		担当課・係	
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容		計画名、施策（頁数）
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進		(1) 健康づくりの推進			
		・生活習慣病の発症予防と重症化予防	特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制の整備を行います。メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。	・生活習慣病の発症予防と重症化予防	・特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制整備の実施 ・生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防の推進	【第3期まくべつ健康21】 【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課健康推進係
		・健康に関する生活習慣の改善	栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善をライフステージに合わせて取り組みます。	・健康に関する生活習慣の改善	・ライフステージに合わせた栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善の実施 ・生活機能の維持及び向上を図るため、フレイルや低栄養、骨粗鬆症などの虚弱状態の予防の推進	【第3期まくべつ健康21】 【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課健康推進係
		・健康を支え、守るための社会環境の整備	自分自身の取り組み(自助)、家族や地域等の支援(共助)、行政や関係機関等の支援(公助)のそれぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むため、情報共有や多分野連携を推進します。	・健康を支え、守るための社会環境の整備	・すべての町民が無理なく健康な行動をとれる環境づくりのため、集団や個人、地域の特性を踏まえた健康づくりの推進	【第3期まくべつ健康21】	保健課健康推進係
		(2) 医療との連携		(2) 医療との連携			
	・医療との連携	誰もが健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するため、保健・福祉と医療の連携に努めます。	・医療との連携	・疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するための保健・福祉と医療との連携	【第3期まくべつ健康21】	保健課健康推進係	
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 相談体制の充実		(1) 相談体制の充実			
		・相談体制の充実	地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、身近な地域での相談機関の機能充実を図ります。また、町の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスが必要とする町民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口「札内住民相談室」の周知に努めます。地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、「とち生活安心センター」や「十勝障がい者総合相談支援センター」などの専門的な相談機関につなぎます。	・相談体制の充実	・障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談窓口の充実 ・基幹相談支援センターによる後方支援等による障がい者相談支援事業所の資質向上の推進 ・「とち生活安心センター」などの専門的な相談機関との連携の推進	【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課障がい福祉係・保健課高齢者支援係・住民相談室
		・断らない相談支援体制の構築	支援を必要とする人は、多様で複合的な問題を抱えているケースが多く、1つの窓口や個々の制度では対応しきれないケースが増えていることから、ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な問題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」を構築し、福祉制度につながりにくい人を継続的に支援できる体制の構築に努めます。	・断らない相談支援体制の構築	・どこに相談すればよいかわからない困難を抱えた人の相談を受けとめる「よろず相談窓口」の設置		福祉課社会福祉係
		・いのち支える体制の強化	連携体制の強化を目的に庁内に設置した「いのち支える連携会議」において、保健、福祉、教育等関係各課が連携し、自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対し、適切かつ総合的な支援に努めるとともに、関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施することで、自殺対策に係る体制強化に努めます。	・いのち支える体制の強化	・連携体制の強化を目的に庁内に設置した「いのち支える連携会議」における、保健、福祉、教育等関係各課の連携 ・自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対する適切かつ総合的な支援 ・関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施するなど、自殺対策に係る体制強化の推進	【第3期まくべつ健康21】	福祉課社会福祉係・保健課健康推進係・教育委員会学校教育課学校教育係
(2) 情報提供体制の整備			(2) 情報提供体制の整備				
・情報提供体制の整備	福祉・保健・医療など、地域で安心して生活するために必要な情報を集約できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。	・情報提供体制の整備	・情報共有、研修会開催、相談窓口の継続による在宅医療・介護連携の推進 ・多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	福祉課社会福祉係、障がい福祉係・保健課高齢者支援係		

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係		
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）			
3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実		(1) 高齢者福祉の支援体制の充実		(1) 高齢者福祉の支援体制の充実		【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課介護保険係、高齢者支援係		
		・適切な介護サービスの提供	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。	・適切な介護サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者の生活環境に合わせた介護サービス提供のための基盤整備 高齢者やその家族が安心して暮らすことができる介護サービスの質の向上 地域包括支援センターを中心とする、介護者等の相談体制の充実 				
		・高齢者の就労支援	高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大が図られよう支援に努めます。また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。		(「介護者への支援体制」の下へ移動)				
		・高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」と自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生かし社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。また、老人クラブは、会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを旨とするため、その機能が維持されていくよう支援します。		(「介護者への支援体制」の下へ移動)				
		・認知症施策の推進	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。認知症になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を推進します。また、認知症高齢者が徘徊しても、安全に日常生活に戻ることができる高齢者等SOSネットワーク事業の体制充実と徘徊高齢者家族支援事業により、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開設や運営を支援します。	・認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座による認知症の知識・理解の普及 一般介護予防事業による認知症予防活動 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応 認知症カフェの支援による社会参加の促進 			【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課高齢者支援係
		・ひとり暮らし高齢者等の支援	ひとり暮らし高齢者等が年々増えていく中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、高齢者見守りネットワーク事業による見守りや、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、安否確認の体制の充実を図ります。	・ひとり暮らし高齢者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者見守りネットワーク事業」「SOSネットワーク事業」による見守り体制の構築 「食の自立支援サービス」「緊急通報装置設置事業」等福祉事業の充実 				保健課高齢者支援係
		・介護者への支援体制	介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとなどを相談できる地域包括支援センターを中心として、在宅介護支援センターとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。	・介護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中止とする介護者等の相談体制の充実 「介護用品等給付事業」「在宅介護者の集い事業」による介護者の負担軽減 			【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課高齢者支援係
		・高齢者の就労支援		・高齢者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材確保の推進と、高齢者就労センターの理念にあった雇用機会拡大に向けた支援の実施 				福祉課社会福祉係、保健課介護保険係
・高齢者の生きがいづくりの推進		・高齢者の生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「生きがい活動支援通所事業」による生きがいづくりの支援と人材の育成 自主的で魅力ある老人クラブ活動への支援の実施 		保健課介護保険係、高齢者支援係				
・介護予防施策の推進	介護予防は、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防といった、心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における「活動」や、「社会参加」といった、高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に「居場所」や「役割」をつくり、人と人とのつながりの中で、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した住民同士が支えあうコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。	・介護予防施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援の推進のため介護予防・日常生活支援総合事業の拡充 「介護予防普及啓発事業」「介護予防ポイント制度」等による一般介護予防事業の充実 「地域リハビリテーション活動支援事業」による介護予防の機能強化 		保健課高齢者支援係				

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画		担当課・係	
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容		計画名、施策（頁数）
		(2) 障がい者の自立支援と社会参加		(2) 障がい者の自立支援と社会参加			
		・障がいへの理解促進	障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから、「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」、「ふれあい広場に対する支援」、「ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努め、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。	・障がいへの理解促進	・障がいへの理解、差別解消の促進に関する講演会、勉強会の開催 ・ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動 ・小中学校での授業や地域住民への出前講座による障がいに対する理解の啓発 ・町内在住の医療的ケア児の対応に必要な医療的ケアについての理解と支援方法に関する研修会の開催	【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課障がい福祉係
		・障がい者の生活支援の充実	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。また、障がいのある人の中で就労が困難である人や通院等で経済的に困窮している障がいのある人の経済的自立への支援に努めます。	・障がい者の自立した生活支援の充実	・障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスを提供 ・利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備の促進 ・就労が困難である人、通院等で経済的に困窮している障がいのある人に対する経済的自立への支援 ・難病の人へのサービスや各種障害福祉制度などの情報提供の充実		福祉課障がい福祉係
		・障がい者の雇用・就業の推進	障がいのある人の社会参加と生きがいがづくりや経済的自立のため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会を中心に就労支援を引き続き推進します。さらに「まくべつ就労促進かふえ」を継続し、関係機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。また、「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の継続実施をはじめ、一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労継続支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。	・障がい者の雇用・就業の推進	・障がいのある人のニーズや特性に応じた就業先の調整や開拓 ・就労や、障害福祉サービスを利用していない人の掘り起こしと就労支援 ・「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の実施 ・障がいのある人が農業に携わることにより、自信や生きがい、社会参画を実現する取組である「農福連携」の推進		福祉課障がい福祉係
		・発達支援システムの確立	相談支援体制・情報提供の充実、心理士による評価・判定の実施、専門職による療育機能の充実など、乳幼児期から成人期までの発達上の困り感を持つ子どもや家族のニーズ、ライフステージに応じた支援体制の構築・強化を推進します。また、地域資源の活用、関係機関の連携強化を促進するとともに、ニーズに応じた支援がライフステージごとに継続されていくことを目的に、個別支援計画およびサポートファイルの活用を促進します。	・発達支援システムの確立	・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化及び関係機関の連携強化 支援体制の充実～乳幼児から18歳までの発達相談と専門職による療育機能の充実 個別支援計画及びサポートファイルの活用及び促進による継続的な支援 母子保健関係機関(保健課)との連携～乳幼児健診等での専門職による助言・情報提供 保育所等(子ども課)との連携～巡回相談での専門職による助言・情報提供 教育機関(学校、教育委員会)との連携～巡回相談、心理士の発達検査の実施、助言、不登校支援等 福祉関係機関(福祉課)との連携～福祉サービスに係る情報提供、児童にかかわる事業所に対する情報提供、18歳以降の困り感や課題についての情報共有 ・自立支援協議会子ども支援部会において、子どもの発達に係る研修や課題共有、解決に向けた協議の場の提供 ・自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、医療的ケア児の実態調査(3年ごと)による対象者の早期把握	【幕別町子ども計画】 【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	子ども課発達支援センター、福祉課障がい福祉係
		(3) 低所得者等の福祉の		(3) 低所得者等の福祉の			
		・低所得者福祉の推進	低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。	・低所得者福祉の推進	・民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携した就労、生活などの相談・指導の充実		福祉課社会福祉係
		・生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。	・生活困窮者の自立支援	・生活困窮者自立支援法に基づき、実施主体である北海道と連携した必要な支援		福祉課社会福祉係

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）	
4 切れ目のない権利擁護システムの推進	(1) 人権を尊重する社会の形成	・人権意識の啓発	地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行うとともに、帯広人権擁護委員協議会により、毎月第3水曜日に開設されている特設人権相談を継続して支援します。	・人権意識の啓発	・地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動の実施 ・帯広人権擁護委員協議会による特設人権相談の継続的な支援		住民課住民活動支援係
		・配偶者からの暴力被害者への支援	配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。また、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置及び被害者の相談・一時保護を行うとともに、一時保護後の自立などの支援に努めます。	・配偶者からの暴力被害者への支援	・被害者の早期発見及び安全確保と、迅速かつ適切な対応 ・状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置並びに被害者に対する相談及び一時保護 ・一時保護後の自立支援		福祉課社会福祉係
		・高齢者や障がい者の権利擁護	高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。また、虐待防止等に関する啓発普及に努めます。	・高齢者や障がい者の権利擁護	・高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のための相談窓口の体制整備 ・地域の関係者や関係機関との連携強化 ・高齢者や障がい者の虐待防止に関する普及啓発の実施 ・高齢者や障がい者に対する虐待発見時の支援体制の推進	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】 【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課障がい福祉係・保健課高齢者支援係
		(2) 成年後見制度等の推進		(2) 成年後見制度等の推進 (幕別町成年後見制度利用促進基本計画)			
	・成年後見制度の推進	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。そのため、本町における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関に指定し関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。	・成年後見制度の推進	・後見実施機関による相談体制の充実 ・成年後見制度の周知 ・認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等の成年後見制度の活用 ・後見実施機関・中核機関が実施する「成年後見推進事業」や「成年後見町長申立て」「成年後見支援費扶助」による権利擁護の充実 ・中核機関による地域連携ネットワークの強化	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】 【まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)】	福祉課障がい福祉係・保健課高齢者支援係	
	・日常生活自立支援事業の活用推進	社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が不十分な方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発を通じた支援に努めていきます。	・日常生活自立支援事業の活用推進	・北海道社会福祉協議会(窓口業務等は幕別町社会福祉協議会が業務委託を受け実施)が実施する、判断能力が不十分な方を対象とした福祉サービスの利用援助等(日常的金銭管理を含む)を行う「日常生活自立支援事業」の普及・啓発	【地域福祉実践計画】	社会福祉協議会	
	(3) アイヌの人たちへの福祉の推進		(3) アイヌの人たちへの福祉の推進				
・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援	アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館の運営事業を継続するとともに、安定した生活が営めるよう相談体制の充実に努めます。また、アイヌ協会の運営の支援を行うとともに、アイヌ文化の保存と伝承のための活動も支援していきます。	・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援	・アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館運営事業の実施 ・アイヌの人たちが安定した生活を営めるよう相談体制の充実 ・アイヌ協会の運営の支援 ・アイヌ文化の保存・伝承のための活動の支援	【第7次幕別町生涯学習中期計画】 【アイヌ施策推進地域計画】	福祉課社会福祉係・教育委員会生涯学習課社会教育係		

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画			担当課・係	
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容	計画名、施策（頁数）		
5 再犯防止等の推進（幕別町再犯防止推進計画）				（1）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施				
				・自立支援	・就業に向けた支援、生活困窮者や高齢者、障がい者等に対する相談支援			福祉課社会福祉係・保健課高齢者支援係
				・保健医療・福祉サービスの提供	・社会福祉施設等の利用に向けた支援や、生活困窮者に対する自立支援 ・心身が不調な時に利用できる相談窓口の周知 ・女性特有の問題への支援 ・関係機関、団体との情報共有と、連携強化			
				・重層的支援体制整備事業の活用	・複雑化、複合化している事例については、「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、課題の解決に向けて関係各課・関係機関が連携・協働した支援の実施			
				（2）広報・啓発活動の推進				
・更生保護に関する啓発活動の推進	・「社会を明るくする運動」を通じた地域住民の理解促進							
6 重層的支援事業の取組（幕別町重層的支援体制整備事業実施計画）				（1）支援体制の構築				
				・断らない相談支援体制の構築	・高齢者とその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに対応する、包括的な支援体制の構築 ・ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な問題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」の構築	【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	保健課高齢者支援係	
					・複雑化・複合化している事例については「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、関係各課及び機関が連携・協働した支援の実施			福祉課社会福祉係
				・ひきこもり当事者等への支援	・ひきこもり当事者及びその家族を対象とした相談窓口や居場所、また不登校に関する交流と学びの場の開設 ・ひきこもり当事者や家族への相談体制の充実			
				・困難な問題を抱える女性への支援	・女性のDV被害などの相談の受付と支援			
				（2）相談窓口（設置形態：基本型、運営形態：直営）	・高齢者に関すること：地域包括支援センター ・障がいに関すること：基幹相談支援センター ・こどもに関すること：子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点 ・生活困窮に関すること：生活相談窓口 ・どこに相談してよいのかわからないとき：よろず相談窓口		福祉課社会福祉係・保健課高齢者支援係・こども課こども支援係・保健福祉課福祉係	
				（3）参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制	・参加支援事業：コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援アドバイザー、保健師・事務職をはじめとした職員、幕別町社会福祉協議会職員及び障がい者福祉事業所職員 ・多機関協働事業、アウトリーチ事業：コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援アドバイザー、保健師・事務職をはじめとした職員			
				（4）幕別町支援会議・幕別町重層的支援会議の実施方法	・幕別町支援会議：社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議で、構成員に対し守秘義務を設け、本人の同意がない場合にもコミュニティソーシャルワーカーが調整を行い、情報共有や地域における必要な支援体制を検討 ・幕別町重層的支援会議：複合化・複雑化したケースは、支援対象者等から同意を得た上でコミュニティソーシャルワーカーが調整し、支援関係機関との情報共有、多機関協働事業に係るフォロー及び支援対象者等をバックアップ			
（5）支援関係機関間の連携の在り方	・個別の相談支援で多機関の連携を要するケースに関しては、支援会議や重層的支援会議において、相談支援機関その他ケースに関わる関係者・関係機関による協議を踏まえ、計画的な支援を実施します。							

第4期地域福祉計画素案用 新旧対照表

基本目標	取組の方向	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画		担当課・係	
		施策	具体的取り組み内容	施策	具体的取り組み内容		計画名、施策（頁数）
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備		(1) 生活環境の整備			
		・良好な生活環境の確保	高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。また、地震災害などに強い公共施設等の建設や改修に努めます。	・良好な生活環境の確保	・バリアフリーによる歩行者空間が確保されるまちづくり ・高齢者や障がい者等交通弱者のモビリティを確保する利便性の高い公共交通機関の運行・検討と、ユニバーサルデザインに配慮した道路等施設の整備 ・安心な防災まちづくりのため、水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保と整備 ・生活相談員を配置した「高齢者世話付住宅」による高齢者の暮らしに配慮した住まいの確保	【幕別町都市計画マスタープラン】 【幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024】	都市計画課計画係・保健課 高齢者支援係・福祉課障がい福祉係
		(2) 災害時に備えた体制の整備		(2) 災害時に備えた体制の整備			
		・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性	災害が発生し、又はその恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者について、円滑かつ迅速に避難がなされるよう、予め支援が必要な者を「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）としてその把握に努めることが必要です。「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもと地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を図ることに努めます。	・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性	・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疾病者及び外国籍住民などで、特に配慮を要する「要配慮者」のうち、特に支援が必要な者を登載した「避難行動要支援者名簿」の作成	【地域防災計画】	防災環境課防災危機管理係
		・町民一人ひとりが取り組むこと	・防災のしおりを参考に、常日頃から非常持ち出し防災用品及び備蓄品を準備し、「自助」による防災力を高めます。 ・災害に備えて、災害区分(地震・津波時、洪水時、土砂災害時)ごとに示されている指定緊急避難場所や指定避難所を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。 ・隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。 ・万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。 ・日頃から、地域等での防災訓練や防災に関する講習会等に積極的に参加するとともに、地域の交流等にも参加するなど、自らが防災力を高めるよう努めます。	・町民一人ひとりが取り組むこと	・避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認 ・食料をはじめとした防災備蓄品の「最低3日間、推奨1週間」準備 ・災害時に近隣の協力が得られるよう、相互協力関係の構築 ・地域等での防災訓練、防災に関する講習会への積極的な参加		防災環境課防災危機管理係
		・地域が取り組むこと	・地域住民相互の交流を図り、安心・安全な地域社会の構築が図られるよう努めます。 ・行政から示される「避難行動要支援者名簿」を参考に地域において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めます。 ・災害時の「共助」としての自主防災組織の育成を図るとともに、避難訓練等を実施し、地域の防災力の向上に努めます。	・地域が取り組むこと	・自発的な防災活動に関する計画の作成及び町との連携 ・要配慮者及びその家族に対する防災訓練や研修会等への参加啓発 ・災害時の「共助」としての自主防災組織の結成・育成 ・町内会等における、地域内の要配慮者への支援体制の整備		防災環境課防災危機管理係
・事業者が取り組むこと	・地域での避難訓練や防災活動に協力、支援を行います。 ・災害時における支援体制を整備します。 ・自主的な防災組織の設置を図ります。 ・浸水想定区域の要配慮者利用施設は、洪水時の避難確保計画を作成するとともに、避難の確保を図るために必要な訓練を実施します。	・事業者が取り組むこと	・施設の災害に対する安全性を高めるための防災設備等の整備 ・あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画、緊急連絡体制等の明確化 ・他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の確保 ・職員や施設利用者の災害に対する基礎的な知識や行動に関する理解のための防災教育の実施		防災環境課防災危機管理係		
・行政が取り組むこと	・災害対策基本法第49条の10第1項及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に基づき、町民課、福祉課及び保健課が協力し避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、災害時に活用できるよう、情報の把握、管理、更新を図り、災害時における連携体制を構築します。 ・要支援者に対して、災害時の迅速な避難や安否の確認等のため、本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者、機関に名簿を提供するなど情報共有体制を構築します。 ・要支援者に、日頃から災害時の情報伝達方法、支援体制、対応方法を周知します。 ・要支援者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、広報紙等を活用し住民への周知を図ります。 ・福祉避難所及び備蓄品等の整備について計画的に整備します。 ・自主防災組織(行政区)の防災活動を支援するため、出前講座などで「協働のまちづくり支援事業」の周知と活用を呼び掛け、自助・共助機能の強化を図ります。 ・住民相互の活動を支援し、安心安全な地域社会の構築が図られる取り組みを推進します。 ・日頃から、民生委員・児童委員、自主防災組織(公区)、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。	・行政が取り組むこと	・個人情報の保護に留意し、町が把握する状況と、関係機関の協力による避難行動要支援者名簿の作成及び更新 ・避難支援に際し関係者となる団体・地域との情報共有及び連携体制の構築 ・災害発生時に緊急かつ着実な避難情報が伝達される情報伝達手段の多様化 ・一般の避難スペースで生活することが困難な要配慮者が、状態に応じて適切な配慮が受けられる福祉避難所の整備 ・関係部署や関係機関と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成		防災環境課防災危機管理係		